

四十一 第63条 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>63(1)-2</p> <p>(注) 措置法第63条第1項に規定する「短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」がマイナスとなる場合であっても、当該マイナスの金額は、同法第62条の3第1項に規定する「土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」又は同条第8項に規定する「土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額」の計算上通算することができないことに留意する。</p> <p>(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)</p> <p>63(5)-13 措置法規則第22条第2項第4号八に規定する公募要件に該当する事実を明らかにする書類は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p>	<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>63(1)-2</p> <p>(注) 措置法第63条第1項に規定する「短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」がマイナスとなる場合であっても、当該マイナスの金額は、同法第62条の3第1項に規定する「土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」、同条第8項に規定する「土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額」又は同法第63条の2第1項に規定する「超短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」の計算上通算することができないことに留意する。</p> <p>(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)</p> <p>63(5)-13 措置法規則第22条第2項第4号八に規定する公募要件に該当する事実を明らかにする書類は、付表の書式による。</p>

改 正 後				
付 表 課税除外とされる土地等の譲渡が公募 要件に該当する事実を証する明細書				
		事業 年度	・ ・ 法人 ・ ・ 名	
譲 渡 資 産 等 の 明 細	土地の譲渡等の内容	1	措置法第63条 第3項第 号該当	措置法第63条 第3項第 号該当
	土地等の種類	2		
	土地等の所在地	3		
	一団の宅地の面積	4	平方メ - トル	平方メ - トル
	同上のうち当期において 譲渡等を行うこととした 土地等の面積	5	外 件	外 件
	同上のうち当期において 公募の対象とした土地等 の面積	6	外 件	外 件
	同上のうち当期において 譲渡等をした土地等の面 積	7	外 件	外 件
	「5」のうち当期におい て公募をしないで譲渡等 をした土地等の面積	8	外 件	外 件
公 募 要 件	公 募 の 方 法	9		
	公募年月日又は期間	10	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
	公募を実施した地域	11		

改 正 前				
付 表 課税除外とされる土地等の譲渡が公募 要件に該当する事実を証する明細書				
		事業 年度	・ ・ 法人 ・ ・ 名	
譲 渡 資 産 等 の 明 細	土地の譲渡等の内容	1	措置法第63条 第3項第 号該当	措置法第63条 第3項第 号該当
	土地等の種類	2		
	土地等の所在地	3		
	一団の宅地の面積	4	平方メ - トル	平方メ - トル
	同上のうち当期において 譲渡等を行うこととした 土地等の面積	5	外 件	外 件
	同上のうち当期において 公募の対象とした土地等 の面積	6	外 件	外 件
	同上のうち当期において 譲渡等をした土地等の面 積	7	外 件	外 件
	「5」のうち当期におい て公募をしないで譲渡等 をした土地等の面積	8	外 件	外 件
公 募 要 件	公 募 の 方 法	9		
	公募年月日又は期間	10	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
	公募を実施した地域	11		

に 該 当 す る 事 実 等	売 出 期 間	12	・ ・ ~ ・ ・	・ ・ ~ ・ ・
	応 募 者 の 範 囲	13		
	一部の土地等につき公募を しなかった理由	14		
	措置法令第38条の5第22 項に該当する土地の譲渡 等の場合	15		
備 考				

記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第63条第3項第4号から第6号までに規定する土地の譲渡等について、.....
- 2
- 3 「土地の譲渡等の内容1」には、その譲渡等に係る土地等が、措置法第63条第3項第4号から第6号までのいずれの号に該当するものであるかを記載します。
- 4
- 5 「一団の宅地の面積4」には、措置法第63条第3項第4号から第6号までに規定する開発許可、認定等に係る一団の宅地の合計面積を記載します。
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10

に 該 当 す る 事 実 等	売 出 期 間	12	・ ・ ~ ・ ・	・ ・ ~ ・ ・
	応 募 者 の 範 囲	13		
	一部の土地等につき公募を しなかった理由	14		
	措置法令第38条の5第22 項（旧措置法令第38条の 6第9項において準用す る場合を含む。）に該当す る土地の譲渡等の場合	15		
備 考				

記載の仕方

- 1 この明細書は、次に掲げる課税除外とされる土地の譲渡等について、.....
.....
(1) 措置法第63条第3項第4号から第6号までに規定する土地の譲渡等
(2) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）による改正前の措置法（以下「旧措置法」といいます。第63条の2第3項各号に規定する土地の譲渡等（第1号に規定する土地の譲渡等にあつては、同法第63条第3項第4号及び第5号に該当するものに限ります。）
- 2
- 3 「土地の譲渡等の内容1」には、その譲渡等に係る土地等が、措置法第63条第3項第4号から第6号まで又は旧措置法第63条の2第3項各号のいずれの号に該当するものであるかを記載します。
- 4
- 5 「一団の宅地の面積4」には、措置法第63条第3項第4号から第6号まで又は旧措置法第63条の2第3項各号に規定する開発許可、認定等に係る一団の宅地の合計面積を記載します。
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10

- 11
- 12
- 13
- 14 「措置法令第38条の5第22項に該当する土地の譲渡等の場合15」には、 ...
.....

(1,000平方メートル未満の優良宅地等の適正価格の判定)

- 63(5)-14
- (1)
- (注)
- (2)
- (注)同法第27条の5第1項又は第27条の8第1項.....
.....
- (3)

- 11
- 12
- 13
- 14 「措置法令第38条の5第22項(旧措置法令第38条の6第9項において準用
する場合を含む。)に該当する土地の譲渡等の場合15」には、
また、その土地の譲渡等が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令
(平成10年政令第108号)による改正前の措置法令第38条の6第9項におい
て準用する同令第38条の5第20項各号のいずれかに該当する場合も、同様に
記載します。

(1,000平方メートル未満の優良宅地等の適正価格の判定)

- 63(5)-14
- (1)
- (注)
- (2)
- (注)同法第27条の5第1項又は第27条の7第1項.....
.....
- (3)